

(照会先)
社会保険業務センター
企画調整課 井上、佐野
電話直通 3595-2679(9月14日(水))
電話直通 5344-1109(9月15日(木)以降)

平成17年9月14日
社会保険庁

年金裁定時等における年金額計算の誤りの概要について

1. 事例の概要

社会保険庁においては、「年金給付システムの総点検」の結果を踏まえ、新たに実施した平成16年年金制度改正事項にかかる年金給付システムについて適正であるかの検証を、順次、行ってきているところである。

今般、平成17年4月のマクロ経済スライドが実施されたことに伴い、事後検証*を行ったところ、マクロ経済スライドによる年金額改定処理システムは正常に稼動していたが、過去の年金裁定時に、被保険者記録が正しく算定されないまま年金額計算が行われていた等の理由により、未払いまたは過払いが生じている事象が判明した。

※ 事後検証の方法

平成17年4月のマクロ経済スライドにおいては、従前年金額が保障されていることから、平成17年6月定期支払額は、原則として従前の支払額と一致しなければならないため、全受給権者を対象としてこれらの額を突合することにより検証を行った。その際に、不一致となった年金受給権者が存在したことから、その事象及び原因を調査した。

(事例1) 障害厚生年金及び旧法厚生年金（船員保険を含む。）の老齢年金の受給権者のうち、年金受給権の発生年月時点まで被保険者期間が継続していた場合、その月（老齢年金の場合、その前月）までの報酬を基礎として年金額を計算すべきところ、その報酬を反映せずに裁定したため、未払いまたは過払いが生じている。

(事例2) 老齢基礎年金の受給権者のうち、年金額計算の基礎となる国民年金被保険者記録に資格喪失や直近の納付状況が記録されていない場合、本来であれば、これらの記録を整備した後に裁定すべきところ、これを行わずに裁定したため、未払いまたは過払いが生じている。

(事例3) 老齢厚生年金または遺族厚生年金の受給権者のうち、厚生年金被保険者期間と厚生年金保険に統合された旧農林共済の共済組合員期間が重複している場合、本来であれば共済組合員期間を削除（共済組合員期間が任意継続組合員の場合には、当該期間の報酬を合算）すべきところ、これを行わずに裁定したため、未払いまたは過払いが生じている。

(事例4) 老齢厚生年金の受給権者のうち、退職または65歳到達により厚生年金被保険者期間を追加する際に、当該月（退職月または65歳到達月）と同月に月額変更の記録がある場合、本来であれば、同月の月額変更の記録は反映せずに記録を追加すべきところ、当該記録を反映し1ヶ月多くカウントして老齢満了の判定を行っていたために、未払いまたは過払いが生じている。

2. 事象の原因

事例1については、過去の年金裁定時に被保険者記録を読み込むためのプログラムに不具合があったことが原因である。

当該事象に係る年金裁定プログラムは、既に修正済（平成7年6月）であり、新たな対象者の発生はないが、一部の方に対してそれまでの年金支払額の見直しが行なわれていなかったため、未払いまたは過払いとなっている。

事例2については、過去の年金裁定時において、被保険者記録の整備を行わなかっことによる事務処理誤りが原因である。

当該事象に係る年金裁定プログラムには、既にチェック機能を追加（平成11年7月）しており、新たな対象者の発生はないが、一部の方に対してそれまでの年金支払額の見直しが行なわれていなかったため、未払いまたは過払いとなっている。

事例3については、過去の年金裁定時に被保険者記録を読み込むためのプログラムに不具合があったことが原因である。

当該事象に係る年金裁定プログラムは、既に修正済（組合員期間の削除は平成15年4月、任意継続組合員期間の報酬合算は平成16年4月）であり、新たな対象者の発生はないが、一部の方に対してそれまでの年金支払額の見直しが行なわれていなかったため、未払いまたは過払いとなっている。

事例4については、退職または65歳到達による年金額改定時に被保険者記録を追加するためのプログラムに不具合があったことが原因である。

当該事象に係る年金改定プログラムは、既に修正済（平成17年4月）であり、新たな対象者の発生はない。

3. 対象者数等

総 数 188件

〔未払い 82件 総額 約640万円（1件当たり 78千円）〕
〔過払い 106件 総額 約290万円（1件当たり 27千円）〕

（内 訳）

事例1 54件（未払い 40件、過払い 14件）

事例2 48件（未払い 1件、過払い 47件）

事例3 61件（未払い 39件、過払い 22件）

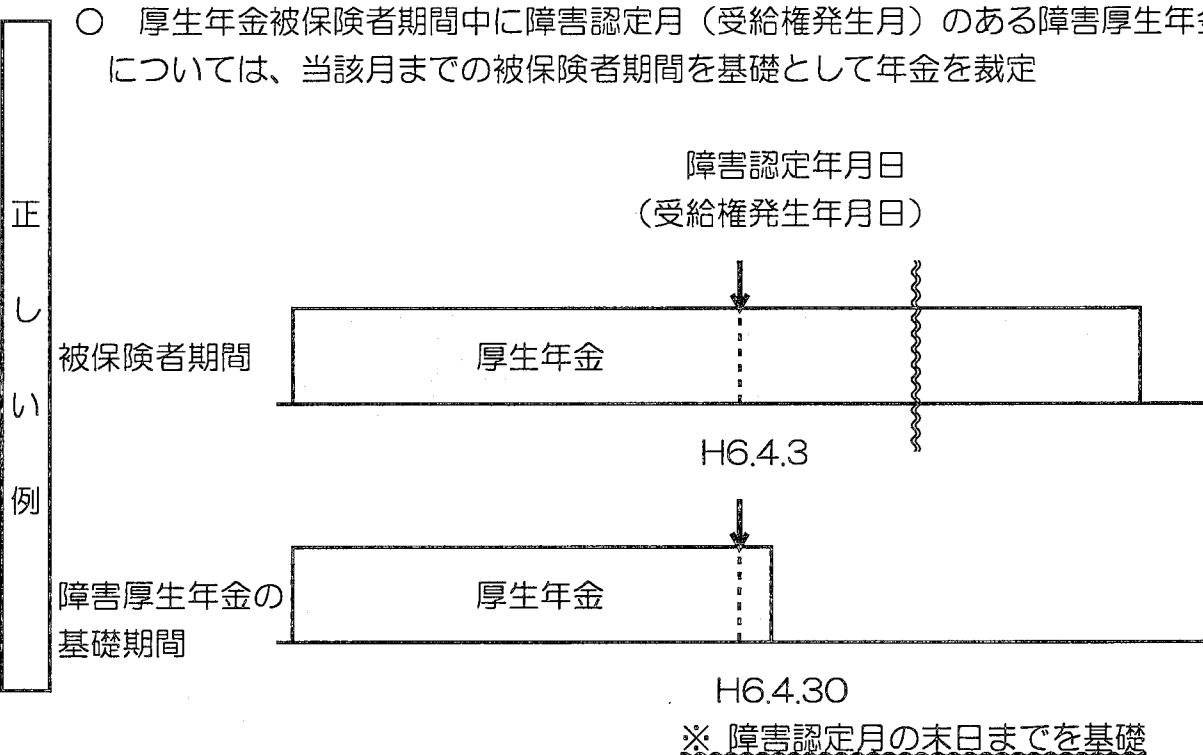
事例4 25件（未払い 2件、過払い 23件）

4. 対 応

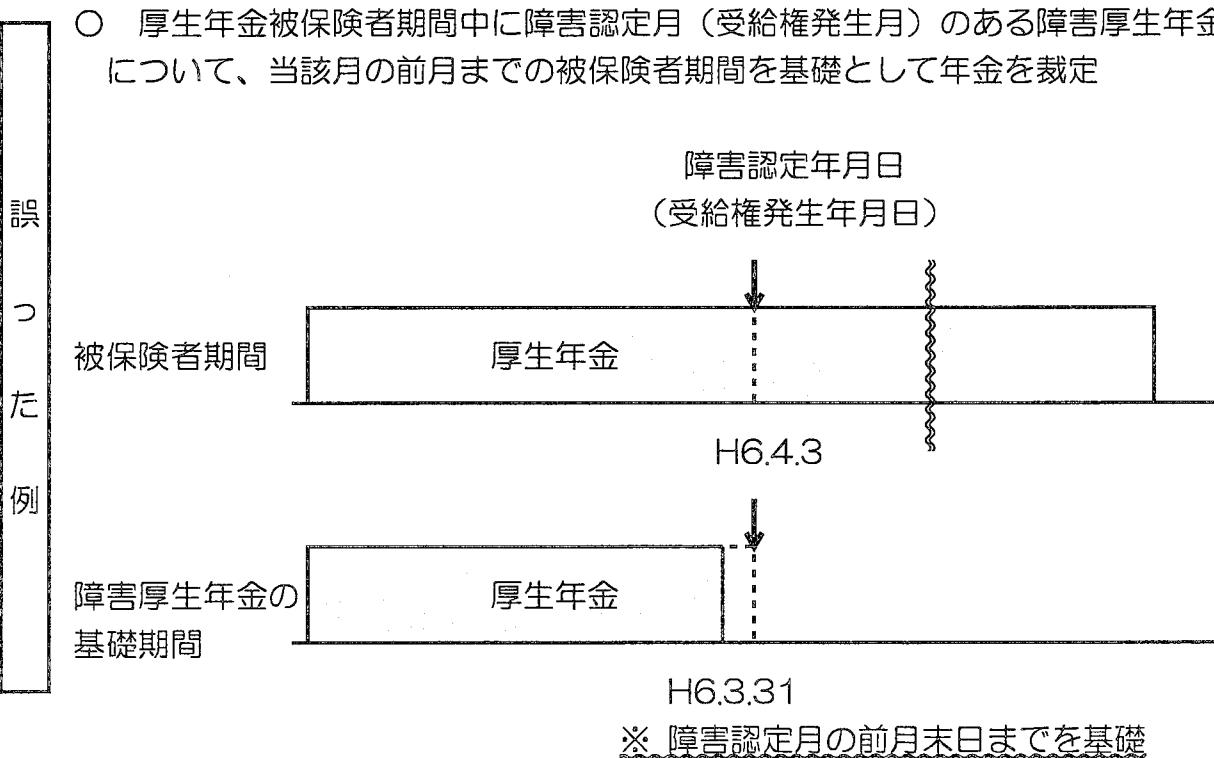
- (1) 対象者については、正しい被保険者記録で、再度、年金額の計算処理を行い、年金支払の精算を行う。
- (2) 未払いの対象者の方には、速やかに未払い額をお支払いするとともに、個別にお詫びのお手紙及び正しい年金額が記載された年金証書・裁定通知書等を送付する。
- (3) 過払いの対象者の方には、個別にお詫びのお手紙及び正しい年金額が記載された年金証書・裁定通知書等を送付するとともに、過払い額の返済についてご相談を行う。

(事例1)

- 厚生年金被保険者期間中に障害認定月（受給権発生月）のある障害厚生年金については、当該月までの被保険者期間を基礎として年金を裁定

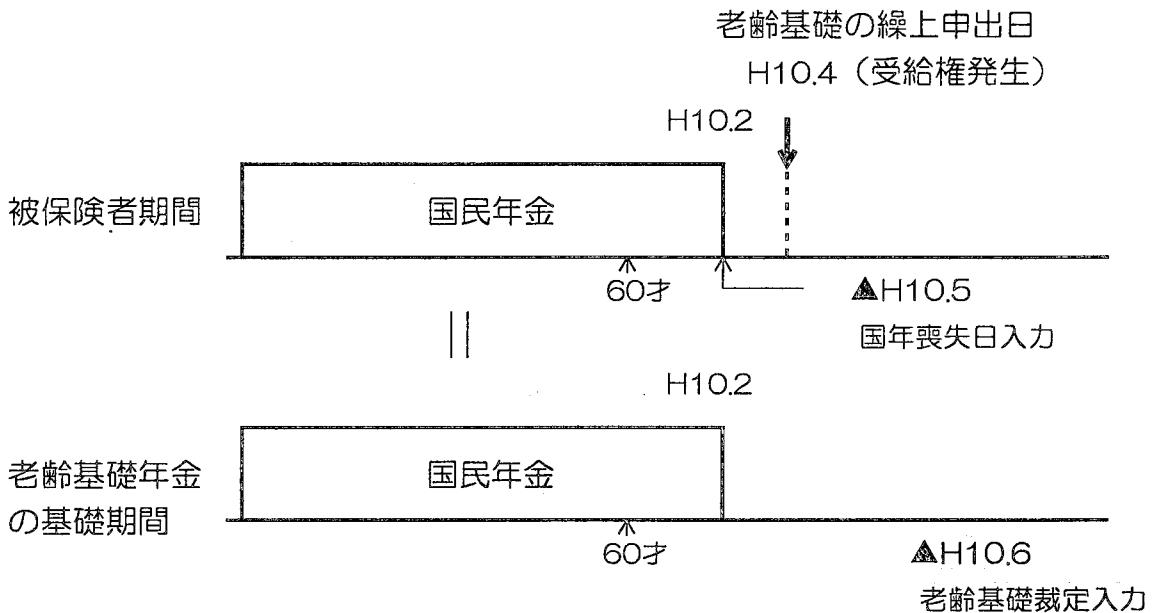


- 厚生年金被保険者期間中に障害認定月（受給権発生月）のある障害厚生年金について、当該月の前月までの被保険者期間を基礎として年金を裁定

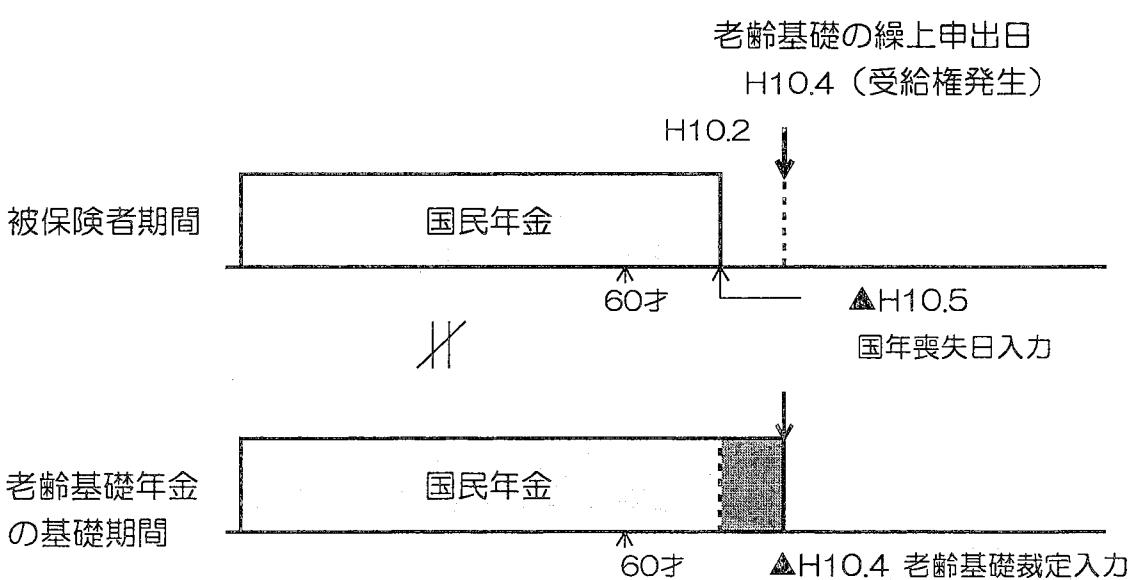


(事例2)

- 正
し
い
例
- 老齢基礎年金の裁定は、国年被保険者期間の資格喪失が入らないと処理できないため、資格喪失を確認した後、年金を裁定する。



- 誤
っ
た
例
- 老齢基礎年金の裁定は、国年被保険者期間が資格未喪失でも、受給権発生日まで被保険者期間があるとみなして裁定処理を行ってしまった。

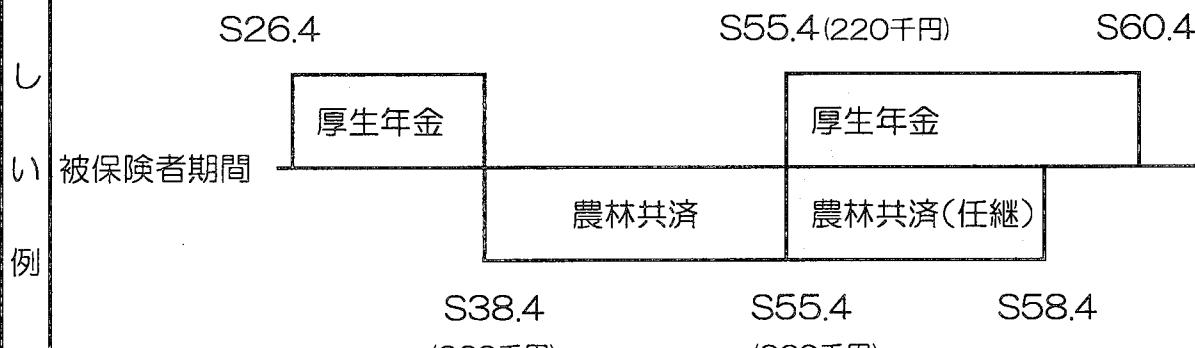


(事例3)

- S55.4～S58.4の期間の厚生年金期間と旧農林共済期間（任継）は報酬月額を合算して、年金を裁定

S55.4～S58.4の報酬月額の算出 480千円(220千円+260千円)

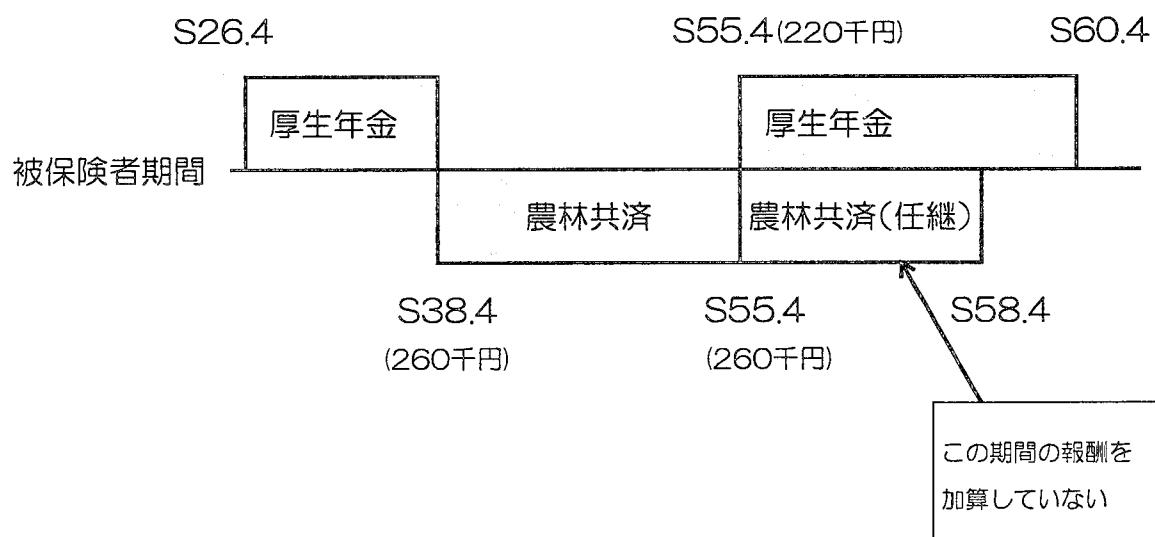
正しい
例



- S55.4～S58.4の期間について、厚生年金期間の報酬月額のみで年金を裁定

S55.4～S58.4の報酬月額の算出 220千円

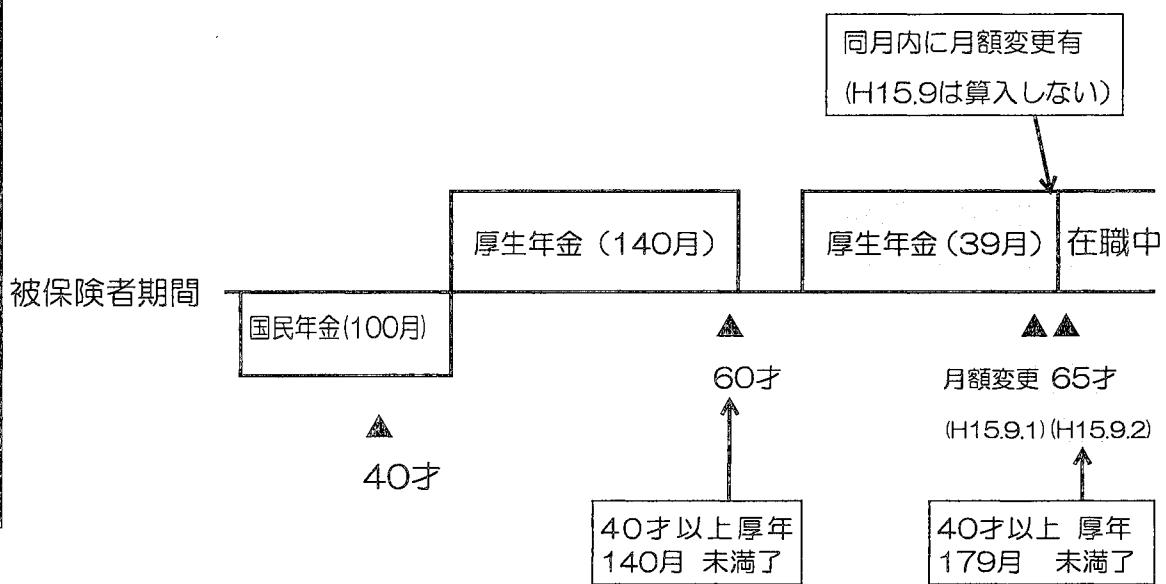
誤った
例



(事例4)

- 65歳到達により被保険者期間（39月）を追加するため、40歳以上計179月となり、老齢満了表示は設定しない。

正しい
例



- 65歳到達により被保険者期間（39月）を追加する際、誤って1月多く追加し、40歳以上180月となり、老齢満了表示を設定したため、誤った年金額を計算した。

誤つた
例

